

決裁遅延

| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|-------------|---|---|--|
| <p>南警察署</p> | <p>経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、業務開始後に行われていた。</p> <p>契約名称：令和2年度における自動車燃料の購入に係る単価契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日 2 経費支出伺書の起案日：令和2年5月25日 3 経費支出伺書の決裁日：令和2年5月25日 4 支出負担行為額：7,948,710円 | <p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 </div> | <p>検出事項が発生した原因については、入札により業者と契約締結を行ったのみで経費支出関係事務が完了したと錯誤し、経費支出伺書の起案を失念していたものである。</p> <p>今後は、同種事案を再び発生させないよう、課員全員に対して周知徹底を図るとともに、特に年度当初に契約すべき案件について、経費支出伺書の決裁もれがないか、担当者だけでなく幹部のチェック体制も強化し、再発防止を図る。</p> |

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）